

114Salut Station ワンタイムパスワード利用規定

114Salut Station ワンタイムパスワード利用規定は、114Salut Station（以下「本サービス」といいます。）をご契約のお客さま（以下「お客さま」といいます。）がワンタイムパスワード（以下「OTP」といいます。）を利用する場合の取扱いを明記したものです。OTPを利用する場合は下記条項のほか、114Salut Station利用規定に準じます。

第1条 OTPの定義

- 1 OTPは、専用の生成機（以下「ハードウェアトークン」といいます。）または、当行が提供する生成ソフト（以下「ソフトウェアトークン」といいます。）において生成・表示され、一定時間経過により変化する可変的なパスワードをいいます。
- 2 OTPは、本サービスの取引画面にお客さまがログインするときのお客さまご本人の確認に使用します。
- 3 OTPは、ハードウェアトークンまたはソフトウェアトークンをインストールしたスマートフォン・携帯電話（以下「スマートフォン等」といいます。）で、かつOTP利用開始の登録を行ったパソコンから利用できるものとし、利用できるハードウェアトークンまたはスマートフォン等はOTP利用者お一人につき1台とします。

第2条 OTPの利用手数料

本サービスにおけるハードウェアトークンの利用には、当行所定の利用手数料が必要です。ソフトウェアトークンの利用手数料は無料とします。なお、当行がOTPの利用手数料を改定する場合はお客さまに事前に通知します。

第3条 OTPの利用者

OTPの利用者（以下「OTP利用者」といいます。）は、お客さまが「サービス管理責任者」または「利用者」としてお届けいただいた利用者のうち、所定の方法により当行に対してOTP利用開始の登録を行い、かつ、この登録について当行が承諾した利用者としません。

第4条 OTP利用開始

- 1 OTP利用開始の登録は、当行ホームページ上のOTP利用開始登録画面に、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当行所定の登録画面にハードウェアトークンまたはスマートフォン等に表示される「トークンIDまたはクレデンシャルID（以下トークンIDといいます）」および、連続して生成する2つの異なる「OTPまたはセキュリティコード（以下OTPといいます）」を入力することにより行います。
- 2 お客さまが入力した「トークンID」および「OTP」が、当行が保有している「トークンID」および「OTP」と各々一致した場合には、当行は当該利用開始の登録を正当なお客さまからの申込とみなして受け付け、これにより本サービスにおけるOTPの利用が可能となります。
- 3 当行は、お客さまが入力した「トークンID」および「OTP」が、当行が保有している各情報と一致して利用開始の登録を受け付けたい場合は、「トークンID」および「OTP」につき不正使用その他の事故があっても当行は当該申込を有効なものとして取り扱い、またそれにより生じた損害について一切の責任を負いません。

第5条 OTPの利用

- 1 前条2項のOTPの利用開始登録後は、本サービスの取引画面にログインする際に、ログインパスワードに加えて「OTP」による本人認証を行います。
- 2 本サービスの取引画面にログインする際に、お客さまはログインパスワードおよび「OTP」を当行所定の画面へ正確に入力して当行に伝達してください。当行に伝達されたログインパスワードおよび「OTP」が、当行が保有するお客さまのログインパスワードおよび「OTP」と各々一致した場合には、当行はお客さまからのログイン依頼とみなして取り扱います。なお、当行は当行が保有する各情報と一致してログインを受け付けたい場合は、ログインパスワードおよび「OTP」につき不正使用その他の事故があっても当行は当該ログインを有効なものとして取り扱い、またそれにより生じた損害について一切の責任を負いません。
- 3 当行が保有するOTPと異なるOTPが当行所定の回数以上連続して伝達された場合は、当行は当該OTP利用者の本サービスの利用を停止します。この場合、お客さまが本サービスの利用再開を依頼する際は、「114Salut Station パスワードに関する諸届」（以下「パスワードに関する諸届」といいます。）に従い、利用再開するOTP利用者を指定のうえ、お客さまご本人から当行に届け出てください。この届出に対し、当行は当該OTP利用者の本サービス利用再開の措置を講じます。

第6条 OTP利用の一時停止・再開

- 1 当行およびお客さまの一方の都合で、通知により、OTPの利用を一時停止することができます。
- 2 当行の都合によりOTPの利用を一時停止または再開する場合は、当行所定の方法により一時停止または再開を通知します。
- 3 お客さまがOTPの一次的な利用停止を希望する場合は、「パスワードに関する諸届」に従い、利用停止するOTP利用者を指定のうえ、お客さまご本人から当行に届け出てください。この届出により、当行は当該OTP利用者のOTPの利用停止措置を講じません。
- 4 ハードウェアトークンまたはスマートフォン等の故障等により、別のハードウェアトークンまたは他のスマートフォン等で本サービスを利用する場合には、OTPの登録を解除し再度利用開始登録をする必要があります。この場合も前項に従い当行に届け出てください。
- 5 お客さまがOTPの利用再開を希望する場合には、「パスワードに関する諸届」に従い、利用再開するOTP利用者を指定のうえ、お客さまご本人から当行へ届け出てください。この届出に対し、当行は当該OTP利用者のOTP利用再開の措置を講じます。

第7条 OTPの利用解除

- 1 当行およびお客さまの一方の都合で、通知により、OTPの利用を解除することができます。
- 2 当行の都合によりOTPの利用を解除する場合は、当行ホームページへの記載等、当行所定の方法により解除を通知します。
- 3 お客さまからOTPの利用を解除する場合は、「パスワードに関する諸届」に従い利用解除するOTP利用者を指定のうえ、お客さまご本人から当行に届け出てください。
- 4 ハードウェアトークンまたはスマートフォン等を変更する場合には、OTPの利用解除が必要になります。この場合、前項に従い「パスワードに関する諸届」に従い利用解除するOTP利用者を指定のうえ、お客さまご本人から当行に届け出てください。なお、再度OTPを利用する場合は、OTP利用解除日の翌日以降に第4条第1項にしたがってOTP利用開始の登録を行ってください。
- 5 本サービスの契約が解約された場合は、自動的にOTPの利用も解除されます。

第8条 免責事項

- 1 ハードウェアトークン、スマートフォン等およびOTPは、お客さまご自身の責任において厳重に管理するものとし、他人に譲渡、質入れ、貸与、または開示することができません。ハードウェアトークン、スマートフォン等およびOTPの管理に関してお客さまの責めに帰すべき事由があった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- 2 ソフトウェアトークン自体の不具合またはハードウェアトークン、スマートフォン等の故障等の事由でOTPが利用できなかったことにより、お取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- 3 ハードウェアトークン、スマートフォン等またはOTPを紛失したとき、ハードウェアトークン、スマートフォン等またはOTPが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じたとき、若しくは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに電話等で当行に届け出てください。この届出に対し、本サービスおよびOTPの利用停止の設定をします。この利用停止の設定以前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- 4 次の各号の事由によりOTPの取扱いが遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
 - (2) 当行またはセンターシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
 - (3) 当行所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき。

第9条 規定の変更

当行は本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

以上
(2023年1月20日現在)